

平成 29 年度 第 1 回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	平成 29 年 5 月 31 日 (水) 10:00~11:50 議員全員協議会室		
案 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然緑地保全区域の解除について (1 件) < 諮問事項 > ・ 自然緑地保存樹木等の指定について (2 件) < 諮問事項 > ・ 自然緑地保存樹木等の解除について (1 件) < 報告事項 > ・ ごみの減量化策について < 諮問事項 > <li style="padding-left: 20px;">① 家庭系ごみの減量化策 (戸別収集、有料化含む) について <li style="padding-left: 20px;">② 事業系ごみの減量化策 (適正排出含む) について ・ 粗大ごみ規格の改定について < 諮問事項 > ・ 環境審議会における書面審議について < 議決事項 > 		
出席委員	木下会長、村山副会長、伊藤委員、大貫委員、大橋委員、大矢委員、加藤委員、瀬戸委員、曾我委員、南委員、森島委員、山谷委員 計 12 名		
公開の可否	公開	傍聴者数	0 名
幹 事	副市長 畑 経済環境部長 清田 経済環境部次長 谷澤 都市・経済担当参事 濱田 環境みどり課長 山本 資源対策課長 小川		
事務局・説明者等	環境みどり課環境政策係：係長 三浦、主任主事 須田 環境保全係：係長 蓬田、主任主事 森田 資源対策課 管理係：係長 吉沢		
結 果	諮問：自然緑地保全区域の解除について (1 件) 自然緑地保存樹木等の指定について (2 件) 結論：原案のとおり了承 諮問：ごみの減量化策について 粗大ごみ規格の改定について 結論：要検討 (専門部会で検討の上、最終的に環境審議会にて答申を行う。)		

1 開会（進行：環境みどり課長）

2 委嘱状交付

3 副市長あいさつ

4 自己紹介

5 正・副会長選出

（１）事務局より、委員過半数出席により会議成立を報告

（２）会長：木下委員、副会長：村山委員 に決定

6 会長あいさつ

7 諮問

—— 審議会に諮問 ——

事務局：[傍聴希望者 なし]

8 概要説明

（１）環境審議会について〈概要資料１〉

（２）環境みどり課の事業概要について〈概要資料２〉

（３）自然緑地保全区域・自然緑地保存樹木等について〈概要資料３〉

（４）資源対策課の事業概要について〈概要資料４〉

9 議事（海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。）

（１）自然緑地保全区域の解除について（1件）〈資料1〉 …… 諮問事項

（２）自然緑地保存樹木等の指定について（2件） …… 諮問事項

（３）自然緑地保存樹木等の解除について（1件）〈資料2〉 …… 報告事項

委員：今回、解除の案件が出ている自然緑地保全区域は市街化調整区域とのことだが、自然緑地保全区域を指定するにあたり、市街化区域も市街化調整区域も同じように指定しているのか。市街化区域に対しては、自然緑地保全区域に指定することにより土地利用による緑地の減少を抑制するというメリットがあると思われるが、市街化調整区域は土地利用ができないので緑が守られている土地がほとんどである。それを敢えて自然緑地保全区域に指定する意義は何か。また、現在指定されている自然緑地保全区域における、市街化区

域と市街化調整区域の面積比率はどのくらいか。

環境みどり課： 自然緑地保全区域における市街化区域と市街化調整区域の面積比率は、確認して後日報告する。

市街化区域における自然緑地保全区域指定のメリットは、おっしゃられるとおりである。市街化調整区域については、確かに開発制限があるが、それでも駐車場や資材置き場としての土地利用が可能であるため、緑地が失われる危険性をはらんでいる。それを抑制し緑地の保全を図るために、市街化調整区域も同様に指定を行っている。

委員： 諮問3件については了承で良いと思う。

なお、自然緑地保全区域・保存樹木等の案件は、これまでは解除の諮問が多かったが、昨年頃から新規指定の諮問も出てくるようになり嬉しく思う。市が広報等でアピールした効果もあるのではないかと。市は、今後もぜひ、緑地保全のために市民とのコミュニケーションやPRに努めてほしい。

【 結 果 】 諮問事項3件とも、原案どおり了承

(4) ごみの減量化策について〈資料3〉…………… 諮問事項

① 家庭系ごみの減量化策（戸別収集、有料化含む）について

② 事業系ごみの減量化策（適正排出含む）について

委員： 海老名市は廃棄物に関して、高座清掃施設組合、三市一般廃棄物処理計画等、色々な特殊事情を抱えていると思う。この環境審議会ですぐ決するのは難しいのではないかと。

昨年の環境審議会で、こうした廃棄物や環境マネジメントシステム等専門性の高い案件については、より専門的なメンバーを集めて部会を設置し、そこで検討を進めるのが良いという話があった。

本案件は部会での検討を提案したい。

委員： 私も、前回の環境審議会に出ていたが、ごみの減量化は、市民生活に密接な関係があり大変デリケートな問題であると思うので、前回の結論どおり専門部会を設置し、その中で審議していくのが有効ではないかと考える。

委員： 専門性の高い分野なので、私も専門部会による集中審議が良いと思う。

ごみ問題は喫緊の課題。また、家庭ごみと事業所から出されるごみでは、課題も対策も違ってくるため、できれば家庭系と事業系の

ふたつの専門部会を設置するのが良いのではないか。

例えば、家庭ごみについては、有料化による減量効果が実証されている。そこで家庭ごみに関しては、日頃ごみ減量や美化に取り組んでいる地域のリーダーにも意見を聞く方が良い。

また、事業系ごみの問題については、エコ事業所や環境マネジメントに取り組んでいる方の参加が有効だと思う。

会 長 : それでは、ごみの減量化については、専門性の高い委員で専門部会を設置してその中で審議していくということではよろしいか。

他 委 員 : 異議なし

会 長 : 専門部会の構成メンバーは、会長が定めることになっているが、事務局では、メンバーの具体案を考えているか。

資源対策課 : (案を提示)

会 長 : 部会の構成員は、会長が指名することになっている。(環境審議会条例第9条) よって、この事務局案をもって、指名としてよろしいか。

また、この諮問案件については、部会において集中的に審議・検討していくことではよろしいか。

他 委 員 : 異議なし

【 結 果 】 要検討

(家庭系・事業系専門部会で検討を行い、その結果を環境審議会へ報告、最終的に環境審議会の承認をもって答申とする。)

(5) 粗大ごみ規格の改定について〈資料4〉 …………… 諮問事項

委 員 : 資料中の粗大ごみの基準について、「一辺の長さが1 m以上」と書かれている箇所と「縦・横・高さの合計が2 mを超えるもの」と書かれている箇所があるが、どういうことなのか。

資源対策課 : 現在、条例による粗大ごみの基準は「縦・横・高さの合計が2 mを超えるもの」または「重量が30kg以上あるもの」のいずれかに該当するものとなっており、運用上「一辺の長さが1 m以上」で判断している。

今回の改定では、「一辺の長さが50cm以上3 m未満のもの」という基準に一本化したいと考えている。

委 員 : この案件についても、廃棄物対策という観点から先程と同様、部会において検討を進めていくということでは良いのではないか。

他 委 員 : 異議なし

【 結 果 】 要検討

(家庭系・事業系専門部会で検討を行い、その結果を環境審議会へ報告、最終的に環境審議会の承認をもって答申とする。)

(6) 環境審議会における書面審議について〈資料5〉 …………… 議決事項

委 員 : この内容で賛成

自然緑地保全区域・保存樹木等に関する諮問は、審議会で意見があっても原案から覆ることがほとんどない事項であったため、書面による審議でも充分ではないかと常々思っていた。今年度より、廃棄物や環境マネジメントシステム等、広く環境政策に関わる案件を扱うことになったので、そういった議案に、より多くの審議時間を充てるためにも、書面審議は必要だと思う。

他 委 員 : 異議なし

【 結 果 】 原案どおり了承

「海老名市環境審議会における書面による審議に関する基準」は、平成29年5月31日付で施行とする。

10 その他

事務局： 環境フェスティバル（環境講演会、環境展）のご案内
第2回環境審議会の開催について

11 閉会（副会長あいさつ）

— 散 会 —